

氏 名	李 哲 範
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	法 博 第 55 号
学位授与の日付	平 成 18 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	法 学 研 究 科 公 法 専 攻
学 位 論 文 題 目	中国行政訴訟における裁判権の限界に関する一考察 ——市場経済下における中国行政訴訟法の課題——

論文調査委員 (主 査) 教 授 岡 村 周 一 教 授 芝 池 義 一 教 授 岡 村 忠 生

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、我が国の行政法理論を参考にして中国の行政訴訟における裁判権の限界について考察し、もって市場経済下における中国行政訴訟法の重要な課題の一つに応えようとするものであり、序章（市場経済体制下における中国行政訴訟法の課題）、第1編（行政訴訟の対象事項における裁判権の限界、第1章～第3章）、第2編（行政裁量および行政立法に対する司法審査の範囲、第4章、第5章）、終章（本稿の総括と今後の課題）から構成されている。

序章では、計画的商品経済下の1989年4月に制定された中国の行政訴訟法が、その後の市場経済への転換の中で、行政法理論も転換を余儀なくされる状況の下で、行政に対する裁判的統制という課題の解決を迫られていることが指摘され、本論文は、この問題の解決に資するために、裁判権の限界、すなわち、行政権と裁判権の中国におけるあるべき役割分担を考究しようとするものであることが明らかにされている。

第1章は、中国の裁判制度を概観するもので、社会主義国である中国の法制度が、資本主義国の法制度と根本的に異なるものである以上、中国行政訴訟における裁判権の特質を検討するに先立ち、その前提として、中国の法制度の注意すべき点について考察を加えておくことが必要であるとして、中国の裁判制度の歴史的沿革を踏まえた上で、現行の裁判制度の仕組みについて概観するとともに、中国行政訴訟制度の特色を摘示している。

第2章では、中国の行政訴訟法で行政訴訟の対象として規定されている「具体的行政行為」概念を、それが行政訴訟の対象を画する点において裁判権の限界に関わる問題として、検討が行われている。中国の行政訴訟法は、2条で「具体的行政行為」が合法的權益を侵害したときは出訴し得ると一般的に規定する一方、11条で出訴し得る「具体的行政行為」を、一見したところ、列記している。ここから2条と11条の関係が問題となる。本論文によれば、中国の通説はこれを概括的列記主義を採用したものと解しているところ、本論文は、憲法上、人民法院の裁判権は一切の法律上の争訟に及ぶべきであるところから、11条は単なる例示に過ぎず、国民の権利を侵害する行政活動はすべて人民法院の裁判権に服する具体的行政行為に該当するという解釈が成り立つとして論証を試みている。そして、我が国における行政行為論を念頭に置いて、実体的行政行為概念にこだわらず、訴訟法上の概念として具体的行政行為概念を再構築することを提唱している。

第3章は、人民法院が受理しない行政事件を規定する、すなわち行政訴訟の除外事項を規定する行政訴訟法12条及び最高人民法院の「司法解释」について、裁判権が如何なる事項に及ぶかという裁判権の限界に関わるものとして、検討をしている。裁判権の憲法上の位置づけを明らかにした後、12条による除外事項の個々の内容とその妥当性を検証し、また、「司法解释」による除外事項を考察し、そして、前者が行政権に対する裁判権の権力配分の特質からくる限界としての問題に関わるものであるのに対し、後者は訴訟要件に、すなわち裁判権の本質あるいは機能上の性質に基づく限界に関わるものであると論じている。

第4章では、中国の行政訴訟法が規定する、中国行政訴訟に特有なものと思われる、「行政機関が行った行政処罰が著しく公正を失する場合に、それを変更する人民法院の権限」である司法変更権を取り上げ、裁判所が行政裁量の問題にどこま

で立ち入ることができるかという裁判権の限界の一側面に関わる問題として、検討を進めている。ここでは、立法過程の議論並びに制度化された後の学説及び裁判実務の傾向が考察され、現行法の解釈としては、一部の学説の主張するところとは異なり、行政にとっては取消判決より司法変更権による変更判決の方がより厳しい判決形式であり、したがって、司法変更権の対象となる「著しく公正を失する行政処罰」とは、裁量権濫用の中でも、その内容が極めて不公正なものであり、裁量権濫用の極端な場合と解すべきとの結論が導き出されている。さらに、本論文は、論究を進め、司法変更権は、三権分立の概念に対立する「議行合一」の概念、すなわち社会主義国家の民主集中制の原則が国家機関の活動の関係の上に現れたものである、国家機関の重要な活動の決議と執行は統一して行われるべきであるという観念の下で創設されたものであり、司法変更権には、行政処罰が濫用されている状況下で、行政処罰に関する紛争を迅速に解決するための手段として認められたという歴史的な役割があったと評価しながらも、「議行合一」の原則を否定する見解が通説となっている今日、司法変更権の正当性がいずれは問われなければならない、また、現実の必要性も再考慮されなければならないであろうということを指摘している。

第5章は、我が国の府省令におおむね相当する行政規章の人民法院による適合性審査を中心に中国行政訴訟における人民法院の法令審査権の範囲を取り上げている。中国の行政訴訟法52条1項は、「人民法院は、行政事件の審理に当たって、法律および行政法規、地方性法規に準拠する」と規定し、また、同条2項も我が国の条例に相当する自治条例について同様の規定を置く一方、同53条1項は、「人民法院は、行政事件の審理に当たって、……規章を参照する」と規定する。「準拠」は、人民法院がそれらの法規を適用するか否かの決定権を有しないこと、すなわち上位の規範との適合性審査を行わないことを意味すると一般に認識され、この「準拠」と対比して「参照」がいかなる意味を有するかが問題とされてきた。「参照」が適合性審査を認めるものと解するか否かについて学説は分かれていたが、裁判例は「参照」は適合性審査を許すものとして来ていることが紹介され、本論文もこの様な解釈が正当であると立論する。そして、行政規章以外の我が国の政令に相当する行政法規以下の法規について人民法院が適合性審査を行うことができるかという点も争点となっており、学説上は肯定説が有力になりつつあることが明らかにされている。更には、法律の違憲審査も問題となりつつあることが示され、本論文は、日本法との比較の上に、法律を含む広範な適合性審査の成立の可能性を主張している。

最後に、終章では、前章までに検討されてきた中国の裁判制度、具体的行政行為概念、行政訴訟の除外事項及び司法変更権制度などの問題が総括され、今後の課題として中国における行政裁量に対する司法的統制の強化の必要性、違憲審査制度の確立・整備の必要性、裁判権の独立の確保の必要性が指摘されている。

論文審査の結果の要旨

中国では、我が国等におけるような三権分立は採用されておらず、人民代表大会制が採用され、憲法上、裁判権も最高権力機関である全国人民代表大会（以下、「全人代」という。）と共産党の指導から独立のものではないとされ、司法機関である最高人民法院は全人代とその常務委員会に対して責任を負い、また、地方各級人民法院はそれを組織した地方各級人民代表大会とその常務委員会に対して責任を負うものとされている。そして、「刑事、民事、国家機構とその他の基本的法律」は全人代が制定し、「全人代が制定すべき法律以外のその他の法律」は全人代常務委員会が制定するものとされている。さらに、人民法院組織法により、最高人民法院と地方各級人民法院には、それぞれ、全人代常務委員会と地方各級人民代表大会常務委員会によって任免される委員からなる裁判委員会が置かれ、これらが、重大な事件又は疑義が多く、解決し難い事件、及びその他の裁判活動に関する問題を討議し、裁判の経験を総括して裁判業務を指導することとなっている。

このような、我が国の通念からすれば不完全な司法機関の下、さらに行政事件について出訴し得るのは限られた事件だけであるかのようになっている。すなわち、中国の現行の行政訴訟法においては、一定の「具体的行政行為」についてのみ出訴し得ると一般に解釈されている。そして、我が国の考え方に即して言えば、このようにして抗告訴訟の対象とすることができなければ、その他の訴訟形式では争えず、それに関しては裁判的救済の途はないという状況になっている。しかし、この点に関する行政訴訟法の規定は、必ずしも一義的にそのような解釈を要求するようなものでないにもかかわらず、この点についての解釈論の展開は未だ充分でない。本論文は、憲法の解釈によれば人民法院の裁判権は一切の法律上の争訟に及ぶべきであるとの基本的立場から解釈論を展開し、出訴事項を制限しているのかのように見える行政訴訟法の規定は例示と見る

べきであるとし、さらに、我が国の行政行為論（行政処分論）の研究に依拠して、行政訴訟の対象となり得る「具体的行政行為」の概念の再構築を提唱し、裁判的救済の範囲を拡大すべきとする注目すべき見解を主張している。

上記の基本的立場は、行政訴訟法が明文で行政訴訟の対象とならないと規定する除外事項の検討においても採られ、本論文は、ここでは、裁判例も踏まえながら説得的に分析を進め、具体的に検証していけばある除外事項は実質的には意味がないことを実証し、あるいは、一見除外事項に含まれるように見えても、「具体的行政行為」として行政訴訟の対象となり得る場合があることを主張し、あるいは、公務員に対する処分が除外事項とされているのはかつての我が国におけるような特別権力関係論がそのまま導入された結果によるものであることを明らかにし、特別権力関係論が克服されている今日、立法論としてこれを改正すべきであると立言している。

法律、行政立法の司法審査についても、本論文は裁判権が拡張されるべきとの立場から考察を進めている。すなわち、中国では、裁判実務は我が国の府省令におおむね相当する行政規章の適合性審査をみとめるものの、行政法規等の適合性審査の可否は明らかでないところ、本論文は、2000年に制定された立法法をも踏まえ、憲法に規定された「法治国家」の原則の実現という観点からも、これは肯定されるべきであるとし、更に、権力分立の観点からの違憲審査にまで論を及ぼしている。

しかし、他方、本論文が裁判権の限界を対象としているのは、行政権と裁判権の中国におけるあるべき役割分担を探求しようとするものであるところから、人民法院の司法変更権については、これを中国に特有な過渡的現象に対応するものとし、その積極的な活用は権力分立に背馳する可能性があるとして、これを抑制的に評価すべきであるとのバランスのとれた見解を提示している。

本論文の対象とする中国行政訴訟制度の問題に関する研究は中国でも緒に就いたばかりであり、本論文は先駆的な意義を有する。本論文は、我が国の行政法学の研究の成果を活かして考究を進めているが、近代的な法治国家の体制に向かいつつあるとはいえ、我が国と憲法体制をなお異にする中国との間の懸隔は依然として大きく、これに確固たる架橋を図るには、なお解明されるべき点が多いと思われ、筆者の更なる研究の進展を必要とすると考えられる。しかし、行政権と裁判権のあるべき役割分担を明らかにしようとする筆者の当初の意図は基本的に達成されていると思われ、市場経済下における中国の裁判権理論の転換や進展も明確に示されている。また、方法的にも、本論文は、上に述べたように我が国の行政法学の研究の成果を活かして中国法を批判的に考察している点において、また、立法過程や学説について文献を網羅的に渉猟して検証するのみならず、従来は紹介の段階に止まっていた裁判例についても分析を加えている点において、中国行政訴訟法の研究に一つの新しい方法を提示するものとして評価できる。もっとも、本論文には個々の点について、筆者の提唱する概念の定義がやや厳密性を欠くように思われるところや、解釈論、立法論において結論に至るのに少々性急に過ぎるのではないかと思われるところもある。しかし、これは現在の中国における解釈論、立法論がまだ未成熟な段階に止まり、十分な発展を遂げていないことの反映とも考えられる。今後、中国において解釈論、立法論がより深化すれば、筆者は、本論文に示された識見からして、これに対応してより精緻な議論を進めていくに十分な力量を有しているものと思われる。総じて、本論文は、我が国行政法学界において中国行政訴訟法に関する知見を大いに広めるものであり、また、ここに示された筆者の見解は中国における行政訴訟法の研究の発展にも寄与するところ大であると思われる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を付与するに相応しいものと判断する。なお、調査委員3名が3月1日に本論文の内容について試問を行った結果、合格と認めた。